

(入札公告)

条件付一般競争入札の実施について

下記のとおり、条件付一般競争入札（契約時審査）を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び京丹後市契約規則（平成16年京丹後市規則第72号）第8条の規定により公告します。

入札参加希望者は、下記事項に十分留意の上、参加の申込みを行ってください。

令和8年10月23日

京丹後市長 中山 泰

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和8年度 野中（ハヤガリ）水路改修工事
- (2) 工事番号 8農林第5-9号
- (3) 工事場所 京丹後市 弥栄町野中 地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 連続箱型鋼製枠 L=50.0m
BF300 設置 L=16.1m
張コンクリート A=29m²
- (6) 工期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (7) 入札方式 電子入札方式による。

本案件は、京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札参加資格確認申請及び入札を行う電子入札対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、市長の承諾を得て、例外的に紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

本公告に係る入札に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、かつ本公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請に基づき京丹後市が入札参加資格を有すると認めた者（以下「入札参加資格認定者」という。）とする。

(1) 等級

令和8年度の建設工事格付決定通知書における工事の種類「土木一式」の等級が「B等級」で登録されているものであること。

(2) 許可の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「土木工事業」に係る建設業の許可を有していること。

(3) 営業所所在地

令和 8 年 4 月 1 日以降継続して京丹後市内に本店を有する者であること。

(4) 完成工事高

求めない。

(5) 施工実績

求めない。

(6) 配置予定技術者

本工事の配置技術者として、本公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に自社と 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、「土木一式」工事に係る主任技術者(※1)の資格を有する技術者を工事現場に配置(※2)できること。

なお、配置予定技術者に係る資格等の審査は契約締結時に行うため、落札者は契約締結時に京丹後市ホームページに掲載されている「建設工事における技術者等の適正な配置について」の「第2 一般競争入札における配置予定技術者」の「2 配置予定技術者の確認資料」に掲げる確認資料を提出すること。

(※1) 本工事の下請総額が 5,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上となる場合は、監理技術者の資格を有する技術者を配置すること。

(※2) 本工事の請負金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上となる場合は、技術者を専任で配置すること。

(7) その他要件

ア 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けており、かつ当該結果通知において「土木一式」の総合評定値の通知を受けている者であること。

~~イ 上記「1 入札に付する事項」の「(1) 工事名」に示した工事に係る設計業務等の受託者(次の(ア)に掲げる者)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者(次の(イ)の a 又は b に該当する者)でないこと。~~

~~(ア) 設計業務等の受託者~~

~~(イ) 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の a 又は b に該当する者をいう。~~

~~a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者~~

~~b 建設業の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者~~

ウ 別紙「条件付一般競争入札公告の共通事項」(以下「共通事項」という。)の「1 入札に参加する者に必要な資格関係」に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

本公告に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、受付期間、提出方法等は、下記「4 入札手続等」の「(4) 入札参加資格確認申請書等の受付」のとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第 1 号)

4 入札手続等

(1) 入札手続における担当部局

京丹後市 総務部 入札契約課（京丹後市役所 1号館 2階）

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話番号（0772）69-0170（直通）

ファクシミリ番号（0772）69-0903

電子メールアドレス nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

(2) 入札参加資格確認申請書等の入手方法

ア 配布期間 令和8年10月23日（金）午前9時00分から

令和8年10月30日（金）午後4時00分まで

イ 入手方法 「共通事項」の「8 確認申請書等の入手方法」のとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧等

ア 閲覧期間 令和8年10月23日（金）午前9時00分から

令和8年11月10日（火）正午まで

イ 閲覧方法等 「共通事項」の「9 設計図書等の入手方法」のとおりとする。

~~なお、閲覧設計図書の全部については、上記「ア 閲覧期間」（午前9時から午後4時30分まで（市役所閉庁日を除く。））内に次の閲覧場所で閲覧することができる。~~

~~※ダウンロードできる設計図書には、図面は含まれていないので、必要に応じて、次に示す閲覧期間内に閲覧場所で閲覧すること。~~

~~ウ 閲覧場所~~

~~上記「4 入札手続等」の「(1) 入札手続における担当部局」（以下「入札手続における担当部局」という。）に同じ。~~

(4) 入札参加資格確認申請書等の受付

ア 受付期間 令和8年10月29日（木）午前8時00分から午後10時00分まで

令和8年10月30日（金）午前8時00分から午後4時00分まで

イ 提出部数 1部（提出書類は、できる限りA4版に統一すること。）

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ず市長の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、上記「ア 受付期間」内（市役所閉庁日並びに午前8時00分から午前9時00分まで及び午後4時30分から午後10時00分までを除く。）に入札手続における担当部局に持参すること（紙入札者の郵送提出は、認めない。）。

エ その他 「共通事項」の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類関係」に掲げる事項を遵守すること。

(5) 設計図書等に関する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）で

定める「設計図書等に関する質疑書（様式第2号）」に質問事項を記入し、次のとおり提出すること。

ただし、入札参加資格認定者以外の者（入札参加資格認定前にあつては、上記「2 入札に参加する者に必要な資格」に該当しない者）からの質問は受け付けない。

- ア 受付期間 令和8年10月23日（金）午前9時00分から
令和8年11月2日（月）正午まで
※ 持参による場合は、市役所閉庁日並びに午後4時30分から午前9時00分までを除く。
- イ 提出先 入札手続における担当部局に同じ。
- ウ 提出方法 ファクシミリ、電子メール又は持参によることとする。
- エ 回答方法 質問に対する回答については、京丹後市入札情報公開システムに掲載を行う。
- オ 回答予定日 令和8年11月5日（木）掲載予定

5 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、後日、入札参加資格確認の結果（入札参加資格の有無）について別途通知する。

6 現場説明会 現場説明会を行わないものとする。

7 入札期間等

- （1）入札期間 令和8年11月9日（月）午前8時00分から午後10時00分まで
令和8年11月10日（火）午前8時00分から正午まで
（入札書提出締切時間）
※ 紙入札方式による持参の場合は、午前8時00分から午前9時00分まで及び午後4時30分から午後10時00分までを除く。
- （2）手続の方法等 「共通事項」の「11 入札手続等」のとおりとする。

8 開札日時 令和8年11月12日（木） 午前9時20分より

9 入札保証金 免除する。

10 最低制限価格の設定 ☒有り ・ ~~無し~~

11 工事費内訳書の提出 ☒有り ・ ~~無し~~

- （1）入札参加者は、入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。
- （2）工事費内訳書の提出、作成方法等は、「共通事項」の「11 入札手続等」のとおりとする。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満で入札した者
- (2) 再度入札において、前回の入札のうち最低入札価格以上の価格で入札した者

13 契約書作成の要否 要する。

落札者は、落札決定通知日から7日以内に京丹後市ホームページに掲載されている「工事請負契約書」に基づく契約書を作成し、当該契約書を入札手続における担当部局に提出すること。

14 支払条件

(1) 前金払

受注者は、請負代金額が500万円以上の場合に限り、請負代金額の4割以内の金額の前払金を請求することができる。

(2) 中間前金払

受注者は、当初の請負代金額が500万円以上の工事で、かつ、前号の前払金を受領している場合で、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、請負代金額の2割以内(支払済の前払金との合計金額が請負代金額の6割以内)の金額の前払金を追加して請求することができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

受注者は、請負代金額が3千万円以上1億円未満の場合は1回、1億円以上4億円未満の場合は2回、4億円以上の場合は3回を限度として部分払いを請求することができる(ただし、部分払金の支払を受けた場合は、前号の中間前払金を請求することはできない。)

15 その他 「共通事項」の「13 その他」のとおりとする。

16 問い合わせ先 入札手続における担当部局に同じ。

条件付一般競争入札公告の共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格関係

- (1) 令和 8 年度京丹後市建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者でないこと。
 - (3) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過していない者でないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を本市との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (5) 京丹後市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (6) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
 - (7) 別紙「条件付一般競争入札の実施について」（以下「入札公告」という。）に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成 16 年京丹後市告示第 16 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 本工事の現場代理人として自社と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を工事現場に常駐で配置できること。
- ※ 恒常的な雇用関係とは、入札公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう（以下同じ。）。

~~2 配置予定技術者関係~~

- ~~(1) 配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係がある技術者であること。~~
- ~~(2) 配置予定技術者は、許可業種の別に関係なく、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）となっていない技術者であること。~~
- ~~(3) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者として、なお、入札書提出までに、工事契約時に配置予定技術者を本工事に専任で配置できることが確実とならない場合は、速やかに入札を辞退すること。~~
- ~~(4) 前号の場合において、他工事の契約工期と本工事の入札期間の最終日が重複する場合は、別に定める「誓約書」を提出すること。この場合、工事契約締結までに、配置可能な技術者であることが証明できる書類（工事完成届（発注機関の受理印が押印されているもの）の写し等）を提出すること。~~
- ~~(5) 施工に当たって配置予定技術者の変更は原則認めないこととし、配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限るものとする。~~
- ~~(6) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を、契約工期中、当該工事に専任で配置すること（他工事との重複は、原則認めない。）。なお、工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、京丹後市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定の取り消し及び違約金の徴収を行うことがある。~~

3 入札参加資格確認申請時の提出書類関係

- (1) 京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、条件付一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」）の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について「入札公告」の「4 入札手続等」の「(1) 入札手続における担当部局」（以下「入札手続における担当部局」という。）へ持参又は郵送（「入札公告」の「4 入札手続等」の「(4) 入札参加資格確認申請書等の受付」に掲げる受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを確認申請書の電子提出時に添付すること。
- (2) 提出書類に関し説明を求められた場合や追加資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- (3) 確認申請書の提出期限以降における申請者からの申出による確認申請書、資格確認資料等の差替え、再提出、訂正等は認めないこととする。
- ~~(4) 同種工事の施工実績調書の添付書類と配置予定技術者調書の添付書類のうち重複する書類については、当該重複する書類については、提出を省略することができるものとする。~~
- (5) 確認申請書、資格確認資料等の作成に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

- (6) 確認申請書、資格確認資料等に虚偽の記載をした者は、当該工事への入札への参加を認めないとともに、京丹後市の指名停止措置を行うことがある。

~~4 同種工事の施工実績調書関係~~

- ~~(1) 同種工事の施工実績が確認できる書類として CORINS による竣工時工事カルテの写しを提出する場合において、工事カルテだけでは、同種工事の施工実績が確認できない場合は、竣工時の設計書の写し、竣工時の図面の写し等、同種工事の施工実績であることが確認できる資料を追加すること。~~
- ~~(2) 同種工事の施工実績が確認できる書類として CORINS による竣工時工事カルテの写しが提出できない場合は、次に掲げる契約関係書類（同種工事の施工実績が確認できる最小限のコピーで可）の提出でも可能とする（この場合であっても、当該書類により同種工事の施工実績が確認できることが必要とする。）。~~
- ~~ア 当初契約書の写し（発注者、受注者、工事名、工事番号、工事場所、請負代金額、工期等が確認できる部分のみで可）~~
- ~~イ 変更契約書の写し（変更があった場合のみ。発注者、受注者、工事名、工事番号、工事場所、請負代金額、工期等が確認できる部分のみで可）~~
- ~~ウ 竣工時の設計書の写し（工事名、工事概要が確認できる部分のみで可）~~
- ~~エ 竣工時の図面の写し（工事名、工事概要が確認できる部分のみで可）~~
- ~~※ 設計書、図面の提出にあたっては、同種工事であることが確認できる部分について着色を行う等、同種工事であることがスムーズに確認できるようにしておくこと。~~

~~5 配置予定技術者調書関係~~

- ~~(1) 配置予定技術者調書の作成にあたり、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について、「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」の「(6) 配置予定技術者」に掲げるすべての要件を満足していなければならない。~~
- ~~※ 1 人の技術者で専任を要する複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできないものとする。また、先に公告のあった専任を要する工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできないものとする（ただし、要件を満たす2人の技術者がいる場合、2つの工事にその2人の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能とする。）。~~
- ~~(2) 施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病体、退職等極めて特別な場合に限る。~~
- ~~(3) 配置予定技術者の同種工事の工事経歴が確認できる書類として CORINS による竣工時工事カルテの写しを提出する場合において、工事カルテだけでは、同種工事の工事経歴が確認できない場合は、竣工時の設計書の写し、竣工時の図面の写し等、同種工事の工事経歴が確認できる資料を追加すること。~~
- ~~(4) 配置予定技術者の同種工事の工事経歴が確認できる書類として CORINS による竣工時工~~

~~事カルテの写しが提出できない場合は、次に掲げる契約関係書類（同種工事の工事経歴が確認できる最小限のコピーで可）の提出でも可能とする（この場合であっても、当該書類により同種工事の工事経歴が確認できることが必要とする。）。~~

~~ア 当初契約書の写し（発注者、受注者、工事名、工事番号、工事場所、請負代金額、工期等が確認できる部分のみで可）~~

~~イ 変更契約書の写し（変更があった場合のみ。発注者、受注者、工事名、工事番号、工事場所、請負代金額、工期等が確認できる部分のみで可）~~

~~ウ 竣工時の設計書の写し（工事名、工事概要が確認できる部分のみで可）~~

~~エ 竣工時の図面の写し（工事名、工事概要が確認できる部分のみで可）~~

~~オ 従事役職届（現場代理人等通知書等）の写し~~

~~※ 設計書、図面の提出にあたっては、同種工事であることが確認できる部分について着色を行う等、同種工事であることがスムーズに確認できるようにしておくこと。~~

~~6 配置予定技術者の資格要件が確認できる書類~~

~~（１） 監理技術者を配置予定技術者とする場合~~

~~ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し~~

~~イ 監理技術者講習（登録講習）終了証の写し（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者のみ。ただし、平成16年2月29日以前に「指定講習」を受講した者については、「指定講習」に係る終了証の写しを提出すること。）~~

~~（２） 主任技術者を配置予定技術者とする場合~~

~~ア 国家資格を有する技術者の場合は、資格証明書等の写し~~

~~イ 実務経験による技術者の場合は、実務経験証明書（様式第3-1）（この場合、有効な総合評定値通知書の写し及び当該総合評定値通知書に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しも併せて提出すること。なお、実務経験証明書、総合評定値通知書の写し及び技術職員名簿の写しのすべての書類において、実務経験による技術者であることが確認できない場合は、配置予定技術者として認めない。）~~

~~7 配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類~~

~~（１） 監理技術者資格者証の写し（表・裏）~~

~~（２） 住民税特別徴収税額通知書の写し~~

~~（３） 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し~~

~~（４） 所属会社の雇用証明書の写し~~

~~（５） その他上記（１）から（４）に準ずる資料の写し~~

~~※ 原則として上記以外の資料は、「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めない。~~

8 確認申請書等の入手方法

（１） 原則として、「入札公告」の「4 入札手続等」の「（２） 入札参加資格確認申請書等の入手方法」の配布期間内に京丹後市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」

という。) から該当案件の確認申請書等をダウンロードすること。

参考 京丹後市ホームページ及び入札情報公開システムの URL

<http://www.city.kyotango.lg.jp/top/index.html>

- (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間（午前9時から午後4時30分まで（市役所閉庁日を除く。)) 内に入札手続における担当部局に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って配布する。

9 設計図書等の入手方法

- (1) 閲覧設計図書については、入札情報公開システムからダウンロードすること。
- (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、閲覧期間（午前9時から午後4時30分まで（市役所閉庁日を除く。)) 内に入札手続における担当部局に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、閲覧設計図書は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

10 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、京丹後市に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、入札参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して5日（市役所閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後4時30分まで（市役所閉庁日を除く。)) に持参した場合に限り、説明を求めることができる（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。)

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

11 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 電子入札者の場合

- (ア) 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書の電子提出を行うこと。

- (イ) 工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、入札手続における担当部局に「入札公告」の「7 入札期間等」に掲げる入札期間（以下「入札期間」という。）内に持参又は郵送（郵送による場合は、入札書提出締切日時までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを入札書の電子提出時に添付すること。

イ 紙入札者（やむを得ない理由により、市長の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者をいう。以下同じ。）の場合

- (ア) 紙入札者は、入札期間内に、入札手続における担当部局へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

- (イ) 入札書については、開札日、工事名、氏名又は名称、入札書が在中している旨を記載した封筒に入れ、封印等の処理をする。
 - (ウ) 工事費内訳書については、開札日、工事名、氏名又は名称、工事費内訳書が在中している旨を記載した封筒に入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
 - (エ) 代理人により入札をするとき（代理人が入札書を持参する場合）は、入札書に代理人名を記載及び代理人印を押印するとともに、委任状を提出すること。
- ウ 電子入札者及び紙入札者共通事項
- 入札書提出後は、開札の前後を問わず、提出された入札書の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回はできない。

（２） 入札書に記載する金額

- ア 入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は、「××，０００円」等、金額が特定できる表記とすること。なお、千円未満まで記入した入札書も有効とするが、この場合、千円未満は切り捨てるものとする。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３） 工事費内訳書

- ア 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- イ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。
- ウ 工事費内訳書の表紙には、工事番号、工事名及び商号（名称）のみを記載すること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- オ 京丹後市ホームページに掲載されている「入札参加に当たっての留意事項（建設工事）」の「２ 工事費内訳書の作成について」を熟読及び留意の上、工事費内訳書を作成すること。

（４） 入札の中止等

- ア 天災その他やむを得ない理由により、入札を中止又は延期することがある。
- イ 入札を中止又は延期した場合における損害は、申請者の負担とする。

（５） 入札の辞退

- ア 入札に参加できない事情がある場合においては、入札書提出締切日時に至るまでは、入札を辞退することができる。なお、電子入札の場合は、電子入札システムにより辞退する具体的理由を入力した上で入札書提出締切日時までに辞退届を電子提出しなければならない（この場合、書面での提出は不要とするが、電子入札システムにより電子提出された辞退届に辞退する具体的理由の入力がない場合は、書面による辞退届を入札事務関係職員が指示する方法により提出しなければならない。）。また、紙入札の場合、具体的理由を記

載した入札辞退届を入札手続における担当部局に直接持参し、又は入札日の前日までに到達するように郵送しなければならない。

なお、入札書提出後に技術者の配置が困難となる等、やむを得ず入札に参加できない事情がある場合に限り、開札の開始に至るまでに辞退申請を行うことができることとする。

イ 入札参加資格確認通知から開札までの間に、「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、入札を辞退すること。

ウ 正当な理由なく入札を辞退した場合又は正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合は、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止措置を講ずるものとする。

エ 入札参加資格確認申請を行った者が、入札参加資格確認通知前に当該申請を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を入札手続における担当部局に直接持参して申し出なければならない。

オ 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格確認申請を取り下げること。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (ア) 「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格のない者
- (イ) 確認申請書、資格確認資料等を提出しなかった者
- (ウ) 確認申請書、資格確認資料等に虚偽の記載をした者
- (エ) 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用し
ての入札を含む。)をした者
- (オ) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (カ) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して
入札に参加した者
- (キ) その他不正の目的を持ってICカードを使用した者
- (ク) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いの
ある者
- (ケ) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者(ICカードの失効等によ
り開札できない入札書で入札をした者を含む。)
- (コ) 氏名、印鑑(電子署名を含む。)又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加
者又は対象案件が特定できない入札書で入札した者
- (サ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (シ) 紙入札者の場合において、委任状を持参しない代理人
- (ス) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者。ただ
し、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (セ) 開札の日時において有効な工事費内訳書を提示又は提出できていない者
- (ソ) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者
- (タ) 入札金額と異なる内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)

を提示又は提出した者

(チ) 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者

(ツ) 開札日における有効な経営事項審査の結果通知において、発注工種に係る経営規模等評価又は総合評定値の通知を受けていない者

(テ) 入札参加資格確認後、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けて、開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者

(ト) 入札公告又は入札心得において示した条件等入札条件に違反した者

イ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ウ 京丹後市により入札参加資格のある旨の確認がされた者であっても、開札時点において、「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格のない者は、入札に参加する者に必要な資格のない者に該当する。

12 契約手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第11条第5項の規定による「誓約書」を提出しないため契約しない場合も同様とする。

(3) 契約保証金

ア 請負代金額が500万円未満の場合は免除する。

イ 請負代金額が500万円以上の場合は、落札者は、請負代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに京丹後市に納入しなければならない。ただし、銀行、その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13 その他

(1) 入札は、入札公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請に基づき京丹後市が入札参加資格を有すると認めた者のみが参加できる。

(2) 入札参加者は、本共通事項、入札公告、設計図書、仕様書、契約書及び入札参加に当たっての留意事項（建設工事）を熟読し、京丹後市電子入札運用基準及び京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）を遵守すること。

(3) 開札後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、落札者が「入札公告」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合には、当該工事請負契約を締結しないことがある。

(4) 開札後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者（共同

企業体が落札者である場合は、当該共同企業体又は各構成員）が京丹後市の建設工事等に係る指名停止等に該当する行為を行った場合には、当該落札決定を取り消すことがある。

- (5) 落札者は、本工事の現場代理人について、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に常駐させること（他工事との重複は、原則認めない。また、現場代理人は、許可業種の別に関係なく、営業所の専任技術者となっていない者であること。）なお、これに違反した場合は、京丹後市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定の取消し又は契約の解除及び違約金の徴収を行うことがある。
- (6) 技術者及び現場代理人の配置については、京丹後市ホームページに掲載されている「建設工事における技術者等の適正な配置について」を遵守すること。なお、当該「建設工事における技術者等の適正な配置について」の遵守違反が確認された場合は、京丹後市の指名停止措置を行うことがある。
- (7) 落札者は、京丹後市暴力団排除条例第11条第5項の規定による「誓約書」を「工事請負契約書」と併せて提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は契約しない。